

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第2節 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭対策

7. 騒音・振動概況

(2) 騒音規制法及び振動規制法による規則

(1) 事業目的

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音及び振動について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、住民の健康の保護に資することを目的としています。

(2) 取組状況

騒音規制法、振動規制法では、騒音、振動を防止し、生活環境を保全すべき地域を知事（市の区域内の地域については市長）が指定します。市町村長は、この指定地域内にある工場、事業場における事業活動と、建設工事に伴って発生する騒音、振動を規制します。

騒音規制地域及び振動規制地域は、雲南市を除く7市において、主として都市計画法に基づく用途地域を対象に指定されています。

未指定町村については、環境基準の適合状況、騒音・振動の苦情状況や今後の開発動向を考慮して必要に応じて騒音・振動の規制地域を指定していきます。

(3) 参考情報

騒音規制法の概要（環境省）

<https://www.env.go.jp/air/noise/low-gaiyo.html>

振動規制法の概要（環境省）

<https://www.env.go.jp/air/sindo/low-gaiyo.html>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379